

# 令和7年度会計年度任用職員募集要項

## 【子ども未来課（保育所、学童保育・地域子育て支援施設）】

亘理町役場

（担当：子ども未来課 TEL0223-34-1225）

### 1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、1会計年度ごとに任用される非常勤の地方公務員です。

### 2. 募集について

#### (1) 申込資格

- ・ 次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者。
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 亘理町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 2（5）に記載の資格要件を満たす者、または令和7年3月31日までに登録見込の者。

#### (2) 申込書類・期間

- ・ 申込書類：任用申込書、資格証の写し（資格要件のある職種のみ） 各1通
- ・ 申込先：亘理町役場 子ども未来課 子育て支援班 担当 大堀
- ・ 申込期間：令和6年12月24日(火)から令和7年1月10日(金)まで  
午前8時30分から午後5時15分まで
  - ※ 任用申込書は、ホームページよりダウンロード可能。
  - ※ 持参又は郵送（簡易書留等の確実な方法）により、期限までに申し込んでください。なお、提出書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。
  - ※ 土日祝日を除く

#### (3) 選考方法

書類選考及び面接試験（令和7年1月下旬頃実施予定。申込者あて別途通知します。）

#### (4) 採用について

人員配置の都合等により、任用とならない場合や任用開始日を変更する場合があります。  
また、会計年度任用職員の任用は1会計年度ごとの任用となるため、再度の任用を希望される方は、毎年度申し込みが必要となります。

(5) 募集職種

施設区分ごとに募集職種を設けており、職種に応じて従事内容や給料・報酬に違いがありますが、保育士、保育補助員については保育・保育支援、調理補助員については給食調理が主な業務となります。

資格要件については以下の点にご留意ください。

- ・保育士資格と放課後児童支援員資格の両方を有している方については、保育所区分での配置を優先的に検討いたします。
- ・放課後児童支援員資格のみを有している方が保育所区分を希望される場合は、保育所区分の資格要件を満たさないため保育補助員（資格無）での申込となります。

| 施設<br>区分       | 募集職種<br>・資格要件  | 募集人数  |        |
|----------------|--|-------|--------|
|                |  | フルタイム | パートタイム |
| 保育所            | <b>保育士</b><br>・保育士証をお持ちの方。<br>令和7年3月31日までに登録見込の方。  | 20名程度 | 15名程度  |
|                | <b>保育補助員（資格有）</b><br>・教員免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭）をお持ちの方。<br>令和7年3月31日までに取得見込の方。   | 1名程度  | 1名程度   |
|                | <b>保育補助員（資格無）</b>  | 5名程度  | 10名程度  |
|                | <b>調理補助員（資格無）</b>  | 募集なし  | 8名程度   |
| 学童保育・地域子育て支援施設 | <b>保育補助員（資格有）</b><br>・教員免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭）をお持ちの方。<br>令和7年3月31日までに取得見込の方。<br>・放課後児童支援員認定資格研修修了証をお持ちの方。<br>令和7年3月31日までに取得見込の方。 | 1名程度  | 15名程度  |
|                | <b>保育補助員（資格無）</b>  | 募集なし  | 5名程度   |

### 3. 任用後について

(1) 任用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 勤務場所・勤務時間

施設区分や職種に応じて勤務時間が異なります。また、以下の点について予めご了承のうえお申込みください。

- ・任用申込書の希望勤務地欄に希望される施設名を第3希望までご記載ください。
- ・施設行事や小学校の長期休暇期間等、時期によって勤務時間帯が変わる場合があります。
- ・勤務地や勤務時間は面接時に相談に応じますが、希望に添えない場合もあります。

| 勤務時間帯   | 勤務日等  | 施設の概要及び勤務地   |
|---|---|--|
| <p>フルタイム（週5日）<br/>6時45分～19時15分のうち<br/>7時間45分（休憩60分）</p> <p>パートタイム（週5日以内）<br/>6時45分～19時15分のうち<br/>7時間以内（休憩60分）</p>   | <p>月～土曜日<br/>シフトあり</p>  | <p>「保育所」は保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育を必要とする小学校就学前の児童を対象に年間を通じて保育を行う施設です。亘理保育所では一時的に保育を必要とする小学校就学前児童の預かり保育を行う「一時保育」も併せて実施しています。</p> <p><b>亘理保育所（保育所担当、一時保育担当）</b><br/>亘理町字中町東 190-1</p> <p><b>鹿島保育所（保育所担当）</b><br/>亘理町逢隈鹿島字吹田 34-2</p> <p><b>吉田保育所（保育所担当）</b><br/>亘理町長瀬字南原 193-967</p> <p><b>荒浜保育所（保育所担当）</b><br/>亘理町荒浜字隈湯 54-4</p> |
| <p>パートタイム（週5日以内）<br/>8時～16時30分のうち<br/>7時間以内（休憩60分）</p>  | <p>月～土曜日<br/>シフトあり</p>  | <p><b>亘理保育所</b><br/>亘理町字中町東 190-1</p> <p><b>鹿島保育所</b><br/>亘理町逢隈鹿島字吹田 34-2</p>  |
| <p>フルタイム（週5日）<br/>7時15分～19時15分のうち<br/>7時間45分（休憩60分）</p> <p>パートタイム（週5日以内）<br/>7時15分～19時15分のうち<br/>7時間以内（休憩60分）</p> <p>※ 夏休み・冬休み等の小学校の長期休業期間は8時～19時15分のうち7時間45分の勤務時間になることがあります。</p> | <p>月～土曜日<br/>シフトあり</p> <p>※ 中央児童センターのみ日～月曜日シフトあり</p> <p>※ 子育て支援関連のイベントが開催されるときは日曜日勤務になることがあります。</p> | <p>共働き家庭等の小学生に遊びや生活の場を提供する「学童保育」と、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等、子育て支援サービスを受けることができる場を提供する「地域子育て支援事業」を行う施設となります。</p> <p><b>中央児童センター（学童保育、子育て支援担当）</b><br/>亘理町字祝田 1-4</p> <p><b>荒浜児童館（学童保育、子育て支援担当）</b><br/>亘理町荒浜字隈湯 54-3</p> <p><b>吉田保育所（学童保育、子育て支援担当）</b><br/>亘理町長瀬字南原 193-76</p>  |

※パートタイム勤務者の休憩時間について

6時間以内で勤務される場合については、休憩時間は必須ではありませんので、任用申込書提出時または面接時に希望の有無をお伝えください。

(3) 勤務日・休日・休暇

業務により勤務日、勤務時間が変動することがあります。祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。

土・日曜日の勤務となることもあります。勤務時間が週38時間45分を超えることは原則ありません。

休暇については、「亘理町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき、年次有給休暇、特別休暇（忌引等）、介護休暇等を利用できます。

(4) 給与等

「亘理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「亘理町会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づき、給料（報酬）、通勤手当、期末・勤勉手当（年2回）等を支給します。

次年度以降も継続して任用された場合には、任用形態によって昇給があります。

会計年度任用職員給料表（1級）※抜粋

| 職種                                    | 号俸 | フルタイム               | パートタイム        |               |               |               |
|---------------------------------------|----|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                                       |    | 週38.75H<br>7.75H×5日 | 週35H<br>7H×5日 | 週30H<br>6H×5日 | 週25H<br>5H×5日 | 週20H<br>4H×5日 |
| 保育補助員<br>(資格無)<br>・<br>調理補助員<br>(資格無) | 1  | 183,500             | 165,741       | 142,064       | 118,387       | 94,709        |
|                                       | 2  | 184,600             | 166,735       | 142,916       | 119,096       | 95,227        |
|                                       | 3  | 185,800             | 167,819       | 143,845       | 119,870       | 95,896        |
|                                       | 4  | 186,900             | 168,812       | 144,696       | 120,580       | 96,464        |
|                                       | 5  | 188,000             | 169,806       | 145,548       | 121,290       | 97,032        |
| 保育補助員<br>(資格有)                        | 6  | 189,700             | 171,341       | 146,864       | 122,387       | 97,909        |
|                                       | 7  | 191,300             | 172,787       | 148,103       | 123,419       | 98,735        |
|                                       | 8  | 192,900             | 174,232       | 149,341       | 124,451       | 99,561        |
|                                       | 9  | 194,500             | 175,677       | 150,580       | 125,483       | 100,387       |
|                                       | 10 | 196,200             | 177,212       | 151,896       | 126,580       | 101,264       |
| 保育士                                   | 23 | 216,800             | 195,819       | 167,845       | 139,870       | 111,896       |
|                                       | 24 | 218,400             | 197,264       | 169,083       | 140,903       | 112,722       |
|                                       | 25 | 220,000             | 198,709       | 170,322       | 141,935       | 113,548       |
|                                       | 26 | 221,700             | 200,245       | 171,638       | 143,032       | 114,425       |
|                                       | 27 | 223,000             | 201,419       | 172,645       | 143,870       | 115,096       |

※上記給料表に記載がない勤務形態の場合は以下の式を使用して月給を算出します。  
フルタイム勤務の月給×（週の勤務時間数）÷38.75＝月給（小数点以下切捨て）

(5) 社会保険について

以下の保険について、以下の条件を満たす場合は加入となります。

- ・健康保険及び厚生年金保険 以下の条件のいずれかに当てはまる場合

① 週29時間以上勤務する者

② 任期2ヶ月以上、週20時間以上かつ月額88,000円（通勤手当を含む）以上勤務する者

- ・雇用保険 任期31日以上かつ週20時間以上勤務する者

※宮城県市町村職員退職手当組合の加入要件を満たす場合、雇用保険には加入しません。

(6) その他

地方公務員法（以下、「法」という。）に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分を受ける場合がありますので、遵守する必要があります。

① 服務の根本基準（法第30条）

② 服務の宣誓（法第31条）

③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）

④ 信用失墜行為の禁止（法第33条）

⑤ 秘密を守る義務（法第34条）

⑥ 職務に専念する義務（法第35条）

⑦ 政治的行為の制限（法第36条）

⑧ 争議行為等の禁止（法第37条）

⑨ 営利企業等の従事制限（法第38条） ※ 兼業等がある場合は申出願います。

**4. 問合せ・申込先**

〒989-2393 亘理町字悠里1番地

亘理町役場 子ども未来課 子育て支援班 担当 大堀

電話 0223-34-1225